

自己株取得の法務省令

制度調査部
横山 淳

会社法関連省令シリーズ - 13

【要約】

2006年5月1日から会社法と共に、会社法に関する法務省令も施行されている。

法務省令の中には、会社法の下での自己株式取得の詳細に関する規定も含まれている。

具体的には、相対取引による自己株式取得手続の細目、市場価格のある株式の特例が認められる要件、通常の手続を要しない自己株式取得類型の指定などが盛り込まれている。

はじめに

本稿では、会社法に関する法務省令の一つである「会社法施行規則」の定める自己株式取得の細則を紹介する。

まず、会社法下での自己株式取得制度の概略を説明し(1.)、次に「会社法施行規則」の自己株式取得に関する規定を解説する。

1. 会社法の下での自己株式取得の概要

会社法の下での自己株式取得制度の概要をまとめると次ページの図表のようになる。

上場会社が実施する自己株式取得については、実務レベルでは旧商法から大きく変わる部分はない。ただ、細かい部分では、例えば、次のような(上場会社に関係する)変更点がある。

定時株主総会だけでなく、臨時株主総会でも自己株式取得に関する決議ができる。

相対取引であっても、市場価格以下で買い付ける場合には、他の株主の売却機会(自分も売主に加えることを請求する権利)を確保する必要はない(特別決議は必要。後述3.)。

定款授權により取締役会で自己株式取得を決議する場合の根拠規定が、二つ存在する(会社法165条等に基づくケースと会社法459条等に基づくケース)。

取得条項付株式、取得請求権付株式、全部取得条項付株式などに関する規定が整備された。

会社法459条等に基づいて自己株式取得を行うためには取締役の任期が1年である必要がある。そのため、多くの会社は、会社法165条等に基づいて自己株式取得を行っている。

図表 会社法の下での自己株式取得制度の概要

| 取得枠の決議機関 | 取得の仕方 | 会社法の参照条文 |
|--|--|---|
| A．株主総会 普通決議(原則) 定時株主総会に 限定されない | 市場取引 証取法上の公開買付け 実際の取得の段階で、株主に通知(公開会社の場合は公告も可)を行い応募してもらう方法(次のa、bに分かれる) a．特に株主を限定しない方法 b．決議の段階で売主となりうる株主を限定・特定する方法(次のア、イに分かれる) bの場合、「特別決議」が必要 ア)市場価格ある株式を市場価格以下で取得する場合 イ)その他 対象外とされた株主に、自分も売主に加えることを請求する権利が決議の段階で原則発生(イのみ) その他 c．株式譲渡制限会社(1)における相続人等からの取得 d．子会社からの取得(取締役会を設置しない会社の場合) e．定款に基づく特定株主からの自己株式取得 f．全部取得条項付種類株式(2)の取得決議(株主総会) | 156～161 162、174～177 163 164 171 |
| B．取締役会 | 定款授權に基づくもの a．市場買付・公開買付の場合(上記A．) b．取締役会決議による剰余金分配の一環の場合(3)(上記A．)に加え、上記A． aによる買付けも可) 定款授權不要のもの c．子会社からの自己株式取得の場合 | 165 459 163 |
| C．その他 | 取得条項付株式(4)の取得事由が生じた場合 取得請求権付株式(5)の取得請求があった場合 譲渡制限株式の譲渡を承認しなかったため、譲渡制限株式の買取請求が行われた場合 単元未満株式の買取請求 所在不明株主の株式の買取り 一に満たない端数処理のための買取り 事業の全部譲受に伴い相手の会社が保有するものを取得 合併に伴い消滅会社から承継 吸収分割に伴い分割会社から承継 その他法務省令で定める場合 | 107 三イ 166 138 一八、二八 192 197 234 155 |

- (1) (一部又は全部の種類)株式の譲渡による取得について、会社の承認を必要とする旨の定めを設けている会社のこと(会社法25、17など参照)。
- (2) 株主総会の決議によって、その種類の株式の全部を会社が取得する旨の定めのある種類株式のこと(会社法171、108七)。
- (3) 会社法では、自己株式取得を配当などと併せて「剰余金の配当等」と整理している。定款で、配当や自己株式取得など「剰余金の配当等」の権限を取締役に授權する一般的な場合であるが、このように解釈することになると思われる。
- (4) 一定の事由が生じたことを条件に、会社が取得することができる旨を定めている株式のこと(会社法119)。
- (5) 株主が会社に対して、保有する株式の取得を請求することができる旨を定めている株式のこと(会社法118)。

2 . 相対取引での自己株式取得の手続

特定の相手から相対取引で自己株式取得を行う場合には、会社法の下でも旧商法と同様に、原則として、次のような手続が必要となる（会社法 160）。

株主総会の特別決議による承認

他の株主による売却機会の確保

上記「他の株主による売却機会の確保」としては、具体的には次のような手続が必要とされる（会社法 160、会社法施行規則 28、29）。

承認の株主総会の原則 2 週間前（ 1 ）までに の請求ができる旨の通知を株主に行う

株主は、株主総会の原則 5 日前（ 2 ）までに、自己をも売主に加えることを議案とすることを請求できる

株主総会の特別決議による承認を行う。なお、取得総数よりも申込総数が多い場合は、原則として按分比例（会社法 159 ）

（ 1 ）通知の期日は厳密には、株式の譲渡制限の有無や機関設計に応じて、次のような取扱いとなる。

| | |
|--|------------|
| 原則 | 2 週間前 |
| 株式譲渡制限会社で、招集通知の発送期限が会日の 2 週間前～1 週間前となる場合 | 招集通知を発すべき時 |
| 取締役会を設置していない会社で、招集通知の発送期限が会日の 1 週間前よりも短くしている場合 | 1 週間前 |
| 株主全員の同意によって招集手続を省略できる場合 | 1 週間前 |

（ 2 ）定款でこれを下回る期間を定めた場合は、その期間とする。

3 . 「市場価格」以下での自己株式取得

会社法の下では、特定の相手方から相対取引によって自己株式取得する場合の手続を簡略化する特例が設けられている。

即ち、「市場価格」のある株式を「市場価格」以下で（自己株式）取得するのであれば、「株主総会の特別決議による承認」は必要だが、「他の株主による売却機会の確保」は不要であるとされている（会社法 161）。

会社法施行規則では、この「市場価格」を、次の のうち最も高い価格と定めている（会社法施行規則 30）

株主総会決議日の前日における最終取引価格

株主総会決議日の前日において公開買付け等の対象となっている場合、その公開買付け等に係る契約における価格

当初案では、上記 のほか「株主総会決議日の前日の属する週の前週の各日における最終取引価格の平均値」という選択肢も示されていたが、最終的に削除された。

4 . 通常の手続を要しない自己株式取得

会社法施行規則案では、通常の手続を要しない自己株式取得の種類を指定している（2 頁目の図表でいえば「C . その他」の「 その他法務省令で定めるもの」に該当）。

具体的には、次のような形での自己株式取得は通常の手続は不要とされている（会 155 十三、156 、会社法施行規則 27）。

無償で取得する場合

他社が実施する剰余金の配当・残余財産の分配などとして自社の株式が交付される場合

他社が実施する次の行為に伴って、その会社の株式と引き換えに自社の株式が交付される場合

- 組織の変更
- 合併
- 株式交換（ 1 ）
- 取得条項付株式（ 2 ）の取得
- 全部取得条項付種類株式（ 2 ）の取得

他社が新株予約権等の定めに基づいてその買戻しを実施する際に、その会社の新株予約権等と引き換えに自社の株式が交付される場合

次の株式買取請求に応じて自己株式を取得する場合（ 3 ）

- 株式への譲渡制限や全部取得条項の付加、株式併合などに伴う株式買取請求権
- 事業譲渡等に伴う株式買取請求権
- 吸収合併等に伴う株式買取請求権
- 新設合併等に伴う株式買取請求権

合併後消滅する法人（会社を除く）から自社の株式を承継する場合

他の法人等（会社・外国会社を除く）の事業の全部譲受に伴って、その法人等が保有する自社の株式を譲り受ける場合

株式分割、株式併合により生じた端数を（自社が）買い取る場合

- （ 1 ）会社法以外の法令（外国の法令を含む）に基づく株式交換に相当する行為を含む。
- （ 2 ）これに相当する株式等を含む。
- （ 3 ）これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。

は、従来から解釈上可能と考えられていたものである¹。

～ は、自社の意思とは無関係に他社の行為によって、自己株式を取得せざるを得ないケースである。会社法において現物配当、合併等の対価の柔軟化、新株予約権等の種類の拡大などが行われることを受けたものと言えるだろう。

は、株式買取請求権の行使を受けて会社が義務的に自己株式取得に応じなければならないものである。単元未満株式の買取請求などについては、法律（会社法）上、明記されているので、会社法施行規則案では、それ以外の株式買取請求権を列挙している。

¹ 江頭憲治郎「株式会社・有限会社法〔第4版〕」（有斐閣、2005年）p.229など。

は、会社以外の法人等との間の合併や事業譲受などに伴うケースである。なお、会社形態をとる相手との間の合併や事業譲受などについては、法律（会社法）に明記されているので、会社法施行規則では掲げられていない。

は、株式分割や株式併合によって生じた端数部分を、会社法 234、235 条に基づいて、発行会社が買い戻すケースである。